

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 8 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 報告第 6 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 7 号 洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会陳情審査中間報告について
- 日程第 6 令和 8 年度 洞爺湖町当初予算編成の考え方について
- 日程第 7 一般質問について
- 日程第 8 報告第 8 号 専決処分について (令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 9 議案第 4 4 号 洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 4 5 号 洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 6 号 洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4 7 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 4 8 号 洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 4 9 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 5 0 号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 5 1 号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 5 2 号 洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 5 3 号 洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 5 4 号 洞爺湖町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 5 5 号 洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条

例の一部改正について

日程第 20 議案第 5 6 号 洞爺湖町体育施設条例の一部改正について

日程第 21 議案第 5 7 号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

日程第 22 議案第 5 8 号 洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 22 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	10 番	石 川 諭 君
11 番	板 垣 正 人 君	12 番	大 西 智 君

欠席議員（0名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	佐 野 大 次 君
洞爺総合 支 所 長	若 木 涉 君	経 済 部 長 次	篠 原 哲 也 君
洞爺総合 支 所 副支所長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進 課 長	田 仁 孝 志 君
住民税務 課 長	宮 下 信 一 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
子育て支 援 課 長	平 間 義 陸 君	介護高齢 課 長	鎌 田 智 子 君

観光振興 課長	野	呂	圭	一	君	産業振興 課長	仙	波	貴	樹	君
生活環境 課長	高	橋	謙	介	君	上下水道 課長	宮	古	義	信	君
地域振興 課長	後	藤	和	郎	君	会計 管理者	兼	村	憲	三	君
教 育 長	渋	川	賢	一	君	教育推進 課長	細	江	幸	恵	君
社会教育 課長	角	田	隆	志	君	代表監査 委員	山	口	芳	行	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	黒	澤	博	美
庶務係	木	村	暁	美			

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和8年3月会議を開会します。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、2番、小林議員、3番、千葉議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。

読み上げて報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

令和8年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和8年3月会議の運営について。

2、調査日、令和8年2月26日、木曜日。

3、出席委員、私ほか小林副委員長、千葉委員、大久保委員、越前谷委員、石川邦子委員。

4、委員外として、大西議長、板垣副議長にもご出席をいただいております。

5、説明員、八反田副町長に説明をいただきました。

6、結果、洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和8年3月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間については、3月5日から3月12日まで。

審議日程については、次の裏面にございますが、本会議ということでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から12日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和8年3月会議、町長行政報告を読み上げます。

お目通しいただきたいと思います。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）、個人（匿名を含む）201件（累計8,452件）でございます。総額765万1,000円（累計2億6,221万501円）でございます。

（2）金員の寄附（企業版ふるさと納税寄附金として）、千葉県長生郡長生村七井土1545-1、株式会社合同資源、代表取締役社長、山ノ井敏夫氏でございます。金額100万円でございます。

2、令和7年度有珠山火山噴火総合防災訓練の実施について。

2月28日に、有珠山の山頂噴火を想定した総合防災訓練を実施し、関係者を含む約300名が参加しました。

今年度の訓練では、厳冬期における住民避難や輸送対応に重点を置いた訓練のほか、災害対策本部の運営や情報配信の訓練を実施いたしました。

あわせて、避難所環境の向上を目的に、陸上自衛隊第71戦車連隊や洞爺湖町赤十字奉仕団など、ボランティアの皆様の協力を得て炊き出し訓練を行い、調理から配膳までの一連の流れを確認しました。

また、炊き出し訓練に引き続き、洞爺湖文化センターにおいて、気象予報士の菅井貴子氏を講師として防災講演会を開催し、気象情報や防災情報を知り、避難行動を実践することの大切さをお話いただきました。

このたびの訓練を通じて、厳冬期における避難行動や輸送などの課題も確認されていることから、訓練結果の検証を行い、今後の災害対応の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

本訓練に際し、議員各位をはじめ共催及び後援をいただきました洞爺ライオンズクラブ及び洞爺湖町商工会の皆様、ご協力をいただきました関係各位に対し感謝申し上げます。

3、洞爺湖版ライドシェアの実証実験運行について。

12月1日から2月15日まで、夜間の交通空白時間解消のため、一般の運転手がドライバーとなって運行する洞爺湖版ライドシェアの実証実験を行いました。期間中の利用回数は151回となり、平均すると1日に約2回の利用状況となりました。

主な利用目的は、飲食のための地域住民の移動や、JR洞爺駅から各ホテルや民泊施設までの観光客の移動などに活用されました。

この結果を受け、ライドシェアの実証運行期間を3月31日まで延長し、夜間の移動手段の継続的な確保に向け、引き続き検討してまいります。

4、国民健康保険税の税率等の改正に係る国民健康保険運営協議会答申について。

11月4日に諮問しておりました洞爺湖町国民健康保険の税率等の改正につきまして、洞爺湖町国民健康保険運営協議会から1月21日に答申をいただきました。

洞爺湖町の国民健康保険については、一般会計から多額の基準外繰入れを受け、国民健康保険財政を運営している現状や平成30年4月から始まった国保の都道府県化において、令和12年度までに加入者負担を公平化するため保険税水準を統一すること、さらには、令和9年度までに保険税賦課方式を4方式から3方式（資産割の廃止）にすることが求められており、税率等を引き上げた場合の影響等を審議した結果、町からの諮問に沿った答申内容となっております。

内容としては、令和9年度までに資産割率を廃止し、所得割率・均等割額・平等割額を段階的に引き上げることを踏まえ、令和8年度における、所得割、均等割、平等割の税率・税額を引き上げるものであります。

なお、本議会に洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

5、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） それでは、洞爺湖町議会令和8年3月会議に当たりまして、教育委員会の行政報告を申し上げます。

ページをおめくりください。

1、寄附について。

このたび、次の方より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）食材の寄附（虻田・洞爺学校給食センターへ）、噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会、会長、伊達市長、堀井敬太氏よりホタテ貝柱12キログラム。

(2) 図書の寄附(町内小中学校へ)、洞爺湖ロータリークラブ、会長、滝澤敏哉氏より図書83冊。虻田小学校18冊、洞爺湖温泉小学校16冊、とうや小学校24冊、虻田中学校8冊、洞爺中学校17冊。

(3) 文房具の寄附(町内小学校新1年生へ)、洞爺湖町商工会女性部、部長、内藤さよ子氏より水性ペン43セット。

(4) 文房具の寄附(町内小学校新1年生へ)、公益社団法人室蘭地方法人会洞爺湖支部、支部長、鈴木雅善氏より文房具セット、42セット。

2、(仮称)「洞爺湖町がめざす15歳の姿」の意見募集並びに熟議の場の開催について。

洞爺湖町では、子供たちにとってよりよい教育環境を整え、質の高い教育を進めていくために、令和10年4月から町内全ての小・中学校において、義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育による教育制度導入を予定しており、それに伴い義務教育9年間を修了(中学校卒業相当)する子供像を(仮称)「洞爺湖町がめざす15歳の姿」として、児童生徒や保護者、教職員、町民の方々からキーワードの募集を行い、326名の方々から多くの声(キーワード)をいただいたところです。

また、2月14日(土)には、洞爺湖文化センターにおいて、約80名の児童生徒や保護者、教職員、学校運営協議会委員、町民の方々の参加をいただき、義務教育修了段階の目指す15歳の姿について、町民総がかりで協議を行うことができました。

今後は、協議いただいた内容等をもとに、洞爺湖町校長会の協力をいただき、令和8年3月末までに文章化し、決定してまいります。

3、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長(大西 智君) 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長(大西 智君) 日程第4、報告第6号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出がございます。

本件について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大西 智君) 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

石川邦子委員長。

○経済常任委員会委員長（石川邦子君） 経済常任委員会から所管事務調査を行いましたので、ご報告いたします。

報告第6号所管事務調査報告書。

令和8年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、石川邦子。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

1、調査事項、洞爺湖温泉観光協会の現況と課題について。

2、調査日、令和8年2月17日、火曜日。

3、出席委員、私のほか大屋副委員長、五十嵐委員、石川諭委員、板垣委員。

4、委員外として、大西議長。

5、説明員等、洞爺湖温泉観光協会、大西会長、越後副会長、藤川事務局長、横山主任。

観光振興課、野呂課長、佐藤課長補佐。

6、調査結果、洞爺湖温泉の宿泊客数は、令和6年度62万5,000人、令和7年度12月末現在で約48万人を超え、前年度12月末比で98.5%、うち外国人については25万人を超え、その比率は約52%となっている。宿泊客数は増加傾向であるが、近年の物価高騰や人手不足など多くの課題も残している。

洞爺湖温泉観光協会では、観光庁の補助金を活用した各種の事業を展開しており、夜の洞爺湖中島でガイドツアー、プレミアムディナー、プライベート花火を体験できる商品の販売や、2月の10日間、音楽と花火を融合した冬花火を開催し、環境に配慮した花火玉を一部使用するなど、持続可能な取組を進めている。

また、町のオーバーツーリズム対策補助金により防犯カメラ及び注意喚起看板を設置し、安心・安全な観光地の形成を行っている。

洞爺湖温泉観光協会が計画しているロングラン花火大会、マンガアニメフェスタ、サマーフェスタ、ふるさと納税返礼品「洞爺湖温泉感謝券」、カーシェアリングサービス、札幌大型イベント開催による「深夜特別便」のバスの運行など、これらの事業の実施においては、今後の観光産業の振興を図る上で重要な取組となっており、引き続き行政における積極的な支援が必要である。

また、入湯税や宿泊税については、観光産業の発展に資する重要な財源として、使途を明確化した中で地域の実情や課題に即した実効性のあるものとなるよう、具体的な活用が期待される。

所管事務調査その2。

1、調査事項、洞爺湖町商工会の現況と課題について。

2、調査日、令和8年2月17日、火曜日。

3、出席委員、4、委員外は同様であります。

5、説明員等、洞爺湖町商工会、鈴木会長、山戸副会長、片岡副会長、毛利事務局長、加藤経営指導員、内村経営指導員。産業振興課、仙波課長、村上課長補佐。

6、調査結果。

現会員数は、令和8年1月1日現在302名(前年度比3名減)、令和7年12月末までの会員加入者数9名、脱会者12名、令和7年度の予算総額については、8,354万円(うち道補助金2,375万円、町補助金3,577万円)となっている。

洞爺湖町商工会の主な取組としては、住宅等リフォーム・住環境整備支援事業の継続実施により、令和7年度は77件の申請(前年度比26件減)を受理、とうやコインの発行実績は735万円となっている。

それに伴う工事金額については、全体で約1億427万円となり、1件当たりの平均額は約135万円(前年度平均:約115万円)となった。その要因については、資材価格高騰の影響によるものと分析されている。

新型コロナウイルス感染症対応融資利子補給事業は59件(前年度比3名減)、利子補給額として約390万円の実績となっている。さらに、昨年8月上旬、「にぎわいまつり2025&ビアーガーデン」が開催され、11件の出店により約2,000人が来場。また、町の玄関口である洞爺駅前では、12月上旬から2月末までイルミネーショントンネルが点灯され、多くの観光客等に喜ばれていたところであります。

次に、商工会からの要望事項については、物価高騰に対応した支援、とうやコイン等町内経済対策事業の継続、移住・定住の助成金制度の強化、マル経融資利子補給制度の新設、洞爺湖温泉地区のオーバーツーリズム対策、住宅リフォーム事業の継続拡大、新規創業者の事業補助、ライドシェアの推進などが寄せられている。

商工会においても、事業継承や資金の確保、経営の効率化など中小・小規模事業者のニーズに対応し、多くの取組を行っているが、独自資金での展開は難しいことから、行政の積極的支援が事業の前提条件となっている。

これら要望に際し、慎重に検討しつつ多くの項目で対応することが重要と思われる。

所管事務調査その3。

1、調査事項、いぶり噴火湾漁業協同組合の現況と課題について。

2、調査日、令和8年2月17日、火曜日。

3、出席委員、4、委員外は同様であります。

5、説明員等、いぶり噴火湾漁業協同組合、阿部組合長、内海理事、合田専務理事、川村参事、戸田管理信用共済部長。産業振興課、仙波課長、村上課長補佐。

6、調査結果、令和7年4月1日現在の虻田地区の組合員数は41名となっている。

令和6年度の虻田地区の水揚量は、鮮魚類で36.4トン(前年比1.8トン減)、貝類等が2,757.1トン(前年比345トン減)。また、水揚金額については、鮮魚類で5,287万円(前年比781万円増)、貝類等で12億6,054万円(前年比7億5,132万円増)となっている。

この要因としては、養殖ホタテの取引単価が例年より大幅に上がったことが挙げられ、今後も引き続きホタテの価格帯が維持継続することを期待している。

虻田地区ホタテ養殖事業は、ホタテ貝のへい死による水揚量の減少や、今後長期にわたる貝毒の影響等による価格の低下など、将来の漁業に大きな不安を抱えている。

このほか、人件費や流通経費、諸資材料費や燃料費の高騰、雑物処理、漁業従事者の高齢化による人手不足などの諸課題の将来的な対策について、引き続き様々な行政支援を含めた検討を図られたい。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） お戻りください。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第7号洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会陳情審査中間報告書についてを議題といたします。

洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会より、12月会議で当委員会に付託された陳情審査について、中間報告の申出がございます。

本件について申出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会委員長の発言を許します。

板垣委員長。

○洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員長（板垣正人君） 読み上げまして、報告いたします。

報告第7号洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会陳情審査中間報告書。

令和8年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会委員長、板垣正人。

当委員会に付託された陳情に伴う審査経過などについて、洞爺湖町議会会議規則第42条第2項の規定により、中間報告いたします。

記。

1、付託された陳情書、洞爺湖町議会議員の定数見直しに関する陳情書。付託年月日は、令和7年12月12日（令和7年12月会議）でございます。

2、委員会の開催状況は、ご覧のとおりでございますが、正副委員長の互選も含めて、今まで4回の会議を行っております。

3、調査概要。

第1回委員会（令和7年12月19日）。

今後のスケジュールについて協議を行い、当委員会としての結審は、遅くとも6月会議を目途として最終報告をすることといたしました。

また、当議会の現議員定数について、当町の人口と議員定数の推移、全道の各町村議会議員の定数及び胆振管内7町の現人口と議会議員定数等の資料を用いて、比較検討を行いながら各委員からの意見を確認いたしました。

第2回委員会（令和8年1月19日）。

陳情書の内容に対し各委員が意見を述べ、討議を行いました。

議会改革の必要性や議員の質の向上等については、おおむね委員間で一致したところがありますが、今後の議員の担い手不足等の問題にも大きな影響を及ぼすことから、引き続き細かい慎重に熟慮を重ねた上で、当委員会としての報告をすることで確認いたしました。

第3回委員会（令和8年2月13日）。

第2回委員会に引き続き、各委員の意見を聞きながら協議を行い、その中の意見として「町民サービス向上のために、議会活性化の論議を最優先とし、議員定数については、その状況を踏まえ検討すべき」、また「議員定数については、将来の議会としての目指すべき姿（議会改革）を検討した上で、定数の根拠を示す必要がある」という意見がある一方、「この陳情書は、議員定数の見直し理由について記載されていることから、定数見直しについて検討すべき」などの意見が出されました。

今後、当委員会として、それらの意見をまとめた上で、6月本会議までに結審することを確認いたしました。

以上、これまで3回の委員会を開催いたしましたが、これらの審議経過の報告をもって中間報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） お戻りください。

以上で、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会陳情審査中間報告を終わります。

◎令和8年度洞爺湖町当初予算編成の考え方について

○議長（大西 智君） 日程第6、令和8年度洞爺湖町当初予算編成の考え方についてを議題といたします。

令和8年度洞爺湖町当初予算編成の考え方について、説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 令和８年度洞爺湖町当初予算編成の考え方についてご説明いたします。
資料のほうをお目通しいただきたいと思います。

令和４年４月に町長に就任して以来、私は子供から高齢者まで誰もが幸せを感じる町づくりを基本理念に掲げ、全力で町政運営に取り組んでまいりました。私たちが進めてきた子育て支援、高齢者の安心、行政サービスの向上、協働のまちづくり、防災対策、産業振興は、全てこの町の持続可能な未来を築くための柱です。

理想を語るだけでなく、それを実行するための財源を確保することにも、私は真摯に向き合ってきました。民間ノウハウの活用や組織の機能化、公共施設の適正化を断行する一方で、ふるさと納税の拡充や遊休資産の売却など、自ら財源を生み出す仕組みを構築してまいりました。

本年３月、本町は合併20周年という大きな節目を迎えました。この20年間、町を支えてくださった町民の皆様、そして合併という大事業に尽力された先人たちの歩みに、心から感謝の意を表します。私たちは、この豊かな遺産を後世に引き継ぎ、さらに発展させて次世代へつないでいく責務があります。

しかし、本町を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いております。長期化する物価高騰、加速する少子高齢化、深刻な人手不足、国から求められる役割も、防災やデジタル化など、より高度で多様なものへと変化しています。

こうした困難な時代だからこそ、私は限られた財源と人員を町民生活に直結する分野へ最優先に投入し、着実な施策を推進してまいりました。

令和８年度当初予算は、４月の町長任期満了に伴い「骨格予算」として編成いたしました。義務的経費や継続事業を中心とした予算になりますが、編成に当たっては、まちづくり総合計画に位置づけた計画的な事業の推進や行政サービスの継続性などを踏まえ、その必要経費について、当初予算に計上させていただいておりますことを、ご理解いただきたいと存じます。

このようなことから、（仮称）あぶた保育所建設事業、西いぶり広域連合負担金として旧中間処理施設解体事業、長寿命化計画に基づく町営住宅の改修、橋梁の点検修繕事業を当初予算として計上しております。

また、町民の暮らしを守り、安定した行政サービスを確保するため、４月からの新年度に合わせた子育て・教育分野への対応、前年度からの継続事業など年度当初から取り組むことが必要な事業は、骨格予算に組み込み、責任ある財政運営を行うことを主眼とし、予算編成をしたところでございます。

この結果、一般会計予算総額は76億7,300万円となり、前年度比7.5%の減となりました。また、特別会計・企業会計については、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の医療・福祉関係の予算、下水道事業、水道事業、簡易水道事業の町民生活に欠かせない予算は、年間の所要見込額を例年どおり計上しました。

一般会計の予算編成状況でございますが、歳入は、町税で町民税を前年度決算見込みから増額、また令和8年度から導入を予定している宿泊税を新たに見込みました。

地方交付税は国の地方財政計画における一般財源総額の伸び率、前年度交付実績を勘案したものの、令和7年国勢調査人口の減少により減額を見込みました。寄附金は、洞爺湖マラソンや北海道トライアスロンによるふるさと納税寄附金の増額を見込みました。

また、後年度の財政負担を軽減するため、繰入金として、みんなの基金、公共施設等整備基金、合併地域振興基金等を各事業に充当し、収支不足については財政調整基金を取り崩して補てんしました。

歳出では、義務的経費のうち人件費、公債費が増額、普通建設事業費等、それ以外の経費については、骨格予算により減額としております。

なお、物価高騰対策として令和7年度国の補正予算により本町に配分された重点支援地方交付金を活用した各事業については、令和8年度繰越事業として対応してまいります。

令和8年度における各課会計の予算総額であります。一般会計、76億7,300万円、前年度比7.5%減。

国民健康保険特別会計、11億6,360万円、前年度比3.1%減。

介護保険特別会計、13億3,350万円、前年度比2.5%増。

後期高齢者医療特別会計、2億3,239万円、前年度比15.4%増。

水道事業会計、収益的収支2億9,460万円、前年度比0.1%増、資本的収支2億5,883万円、前年度比6.1%減。

簡易水道事業会計、収益的収支9,250万円、前年度比3.2%増、資本的収支1億307万円、前年度比2.2%減。

公共下水道事業会計、収益的収支6億7,840万円、前年度比0.1%減、資本的収支5億4,662万円、前年度比25.4%増として編成いたしました。

以上、令和8年度の当初予算編成の考え方について述べさせていただきました。議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、令和8年度洞爺湖町当初予算編成の考え方についての説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時39分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を進めます。

（午前10時50分）

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、2番、小林議員1名となります。

2番、小林議員の質問を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） おはようございます。2番、日本共産党、小林真奈美です。

本日は、通告書に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の件名です。買物弱者への支援について伺います。

虻田地区スーパーマーケット、ウロコの閉店に係って伺います。高砂団地近くのスーパーマーケットが2月いっぱいをもって閉店しました。

以前から閉店のうわさはありませんでしたが、新聞に閉店の折り込みのお知らせがあり、その後は私のところにも問合せがありました。入院中の方からは、クリーニングの受け取りや残っている商品券をどうしたらいいか。閉店に間に合わなかったらどうしようとか、不安の声が聞かれました。

3月からの買物は駅近くにあるスーパーまで、Aマートですが、歩いていかなければならない。駐車場が狭くて不安、寒い中、暑い中、歩いて駅周辺まで行くことへの不安などを聞きました。

こういう声を聞くと、洞爺湖町が誰もが安心して暮らせる町に向かっていっているのだろうかと考えてしまいます。

一方では、車で伊達や室蘭地域が買物圏内になっている状況を見ると、町内の商店が店を閉じてしまうことはやむを得ないのかもしれませんが、この状況で洞爺湖町としてどのように考えているのかを伺います。

2月末日、虻田地区スーパーマーケットが閉店に伴い、洞爺湖町は閉店について把握していたのか、洞爺湖町に対し、町民からの問合せ等あったのか伺います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

町が閉店に関する情報を認知したのは2月4日ではございますが、その時点で内容が判然としなかったことから、2月6日に洞爺湖町商工会長と下道町長が同社代表を訪問し、閉店の意向について正式に確認したものでございます。したがって、町が事前に把握していたものではございません。

また、正式に把握した同日、議員各位に対し情報共有を行ったところでございます。

なお本件に関し、町民から町に対する問合せ等は現時点ではございません。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

今後の店舗の跡地や活用について、何か訪問した際の確認等のときに、何か町として押さ

えていることはありますか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、今回の件につきましては、突然の発表を町としても重く受け止めており、同社を訪問した際には、現状の確認及び町の立場をお伝えしたところでございます。

町といたしましては、地域住民への生活への影響が大きいことから事業継続の可能性をはじめ、従業員の再就職や取引事業者への対応についても確認を行ったところでございます。

なお、閉店後の店舗活用等につきましては、法人の営業判断や交渉に関わる事項であり、現時点では、同社としても公表できる状況ではないと認識しておりますので、町としては今後の動向に注視しつつ、地域にとって望ましい方向となるよう必要な対応を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

跡地とか店舗がそのままの状態でも今もあるわけですが、何か町としても分かったことがあったら早めの対応をしていただければと思います。

少し私、心配しているのですが、あちらのほう、ウロコがあったところ、それからA&Yがあったところ、かなり広い敷地がありまして、多分閉店になったために、人の行き来がなくなってしまって、防犯上もちょっと注意しなければならないところにもなるのかなと思っています。

ウロコ周辺には高砂団地もあって、入居希望者が空き待ちの状態でもあるようです。ウロコが近いということも、希望者が多い要因の一つであったのかもしれませんが。身近な買物場所がなくなることは、自動車を運転できない方々にとっては死活問題です。そこで、買物弱者支援について、現状での取組状況を伺います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 地域における買物弱者の支援でございますけれども、高齢者、それから障がい者ですとか、移動手段、足のない方に制約が非常にあると思っております、これらの問題については見過ごすことができない、大きな町としても課題であると思っております。

特に車のない高齢者が日常的に利用していたスーパー、今回ウロコさんですが、閉店したことは、地域住民の生活にも大きな影響が出てくるものと認識しております。

買物支援に関しましては、定期的な食料品などの買物が必要な足のない高齢者の方々にとって、スーパーの立地、それから交通手段が生活の質にも影響してくる問題であると思っております。これを補うところがやっぱり地域公共交通としての役割、これが今後ますます重要になってくるものと認識しております。

現状では、虻田地区では、日曜日以外、毎日7便運行しております虻田地区のコミュニテ

ィバス、それから予約制のとうやコネクトタクシー、これが運行しております。また民間の路線バスも国道沿いでもありますけれども、運行しております。

これら町が運行している交通と、その民間のバス路線との組合せによって、買物時間の選択肢というものも多くなるものと思っております。しかしながらこの利用方法ですとか、こういったところを含めて、丁寧な説明、情報提供が必要だと思っております。

いずれにしましても、スーパー閉店による不便を最小限に抑える取組というのが必要になってきますことから、まずは町バス等のルート変更ですとか、あとは時刻表の見直しなども含めて、現在検討しているところでございます。

以上になります。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 私のほうからは、福祉面の事業の関係について、次の質問のほうにも関連はあるのですけれども、ちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

買物弱者に係る高齢者等への支援についてでございますが、当町では現在、介護保険の認定を受けておられる方につきましては、介護サービスによりまして、また認定を受けておられない方につきましては、社会福祉協議会が実施いたします有償ボランティア手助け隊事業を通じまして、希望される方々に対しまして買物の同行を、または代行の支援に当たっているところでございます。

なお、手助け隊事業の支援の対象者はおおむね65歳以上の方や、障がいをお持ちの方のほか、疾病やけが等により一時的に日常生活の支援を必要とする方などとなっております。

今年度の1月末現在の実績についてでございますが、利用の希望登録者数は27名で、買物同行が延べ222件、うち当該店舗の利用数は71件、また買物代行が延べ59件、うち当該店舗の利用数は37件となっております。

なお、支援に当たる協力登録者数につきましては、各種の支援業務全体を通じまして34名のボランティアの方々にご登録をいただいております。

町といたしましては、今後とも社会福祉協議会と連携しながら、こうした現行の効果的な取組をしっかりと継続支援していくことによりまして、高齢者や障がい者等をはじめとした支援を要する方々に確実に支援が行き届くよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

ウロコの閉店については、町側としても大きな問題として認識されているというお話、それに係っているいろいろな部分での今やっている対策の見直しも必要になってくると思います。コミバス、それからコネクトタクシーも同じだと思います。

路線バスの時間帯なんかも、相手側がいることなので難しいかもしれませんが、ぜひ、利用者はもちろんなのですけれども、町民の声にもぜひ耳を傾けて、そして、さらなる

充実した対応ができるようにお願いしたいと思います。

また、社協との連携も大変必要になってくると思います。手助け隊というのが洞爺湖町ではやっているのですけれども、やっぱり手助け隊自体も高齢化が進んでいて、なかなか成り手が少なくなって先細りになっていくということも聞いていますので。

ぜひそういう社協と連携して、ボランティア活動の活用についても、ぜひ充実していったらいいなと思います。町民の皆さんへの周知活動と参加を促す取組、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

去年は、A&Yが閉店しました、同じ地区なのですけれども。今年2月のウロコの閉店と、洞爺湖町の虻田地区ではJ R洞爺駅周辺の店舗が買物の中心となってきています。地域によっては、買物弱者の対応が必要です。

先ほども言いましたけれども、二つのスーパーマーケットのうち一つがなくなったことで、残っている一つのスーパーマーケットの混雑もこれから予想されます。先ほども言いました駐車場も混雑も予想されます。

それで昨年、農林水産省が発表したのですけれども、食品アクセス問題、これ、買物困難者のことなのですけれども、に関する全国市町村アンケートの調査結果が出ました。

回答市町村1,033市町村のうち910市町村が、全体の88.1%が、この対策が必要、またはある程度必要と回答しています。対策を必要とする背景としては、住民の高齢化、地元小売業の廃業を挙げる市町村の割合が高くなっているということです。洞爺湖町においても同様の状況です。

商店ではないのですけれども、洞爺地区の金融機関の統合ですか。それから虻田地区でも金融機関の移転とか統合がありました。こういうことを考えていくと、町としても先ほど回答していただいたように、様々な方策を立てているかと思いますが、それぞれの施策の充実やさらなる取組が必要と思っています。

買物弱者の方たちを含む洞爺湖町に暮らす人たちが安心できるように、コミバスやコネクタタクシーなどのさらなる充実や手助け隊の地域ボランティアの活用など、社会福祉協議会とも連携して取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

二つ目です。自衛隊への名簿提供について伺います。

まず、これまでの洞爺湖町の自衛隊への名簿提供の状況について伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 名簿提供の状況でございますけれども、3点に分けて答弁をさせていただきますけれども、名簿の提供についての照会の時期についてなのですが、これにつきましては、令和8年度の部分についてになります。これにつきましては、これから対象者情報の提供についての照会があるものというものになります。

それと回答期限になりますが、これも答弁したらよろしいでしょうか。よろしいですか。

回答の時期なのですけれども、現段階で把握しているのは、令和8年4月下旬頃を回答の

期限というふうに伺っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。まだ照会は来ていないということで確認しました。

例年どおりでいけば、回答期限は4月下旬になるであろうということで、昨年度と同じような形になるかと思いますが、このまだ照会は来ていないのですけれども、例年どおりだとすると18歳のみで、22歳は含まれていないということで確認してよろしいでしょうか。

それから、提供方法は紙媒体でしょうか。それとも電子媒体になるでしょうか。お願いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 対象の年齢につきましては、令和8年度に18歳を迎える方、この方がまず対象になります。

それと提供の方法につきましては、紙媒体での提供を予定してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

もう一つ確認したいのですけれども、ちなみに洞爺湖町では、15歳に到達する方が対象となる陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集について、名簿閲覧が求められ、認めています。ホームページを見るとその公開状況が載っていますので、それで確認させていただきましたが、これは閲覧のみで名簿提供ではないと確認してよろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、これにつきましては閲覧のみという対応になります。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

次に、今年度の名簿提供に係って、町としては具体的な方策と周知方法のその改善について、どういようになっているのか伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 除外申請の受付の件でございますけれども、これにつきましては、これまで同様の周知方法を予定してございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 周知方法や期間と、それから除外申請等は、今までどおりということで確認させていただきました。

洞爺湖町では除外申請の制度を行っています。ただ、対象者については、この除外申請をすることはなかなか勇気の要ることではないでしょうか。

除外申請をしやすい方策を採っていただきたい。例えば各家庭に、対象家庭に郵送するか、もちろん名簿提供を行わないことが一番なのですけども、そういう方法についてもちょっと検討していただきたいと思っています。

なぜ、この名簿提供をしないことを求めるのか。それは、自衛隊及び自衛官の任務がほかの公務員とは全く異なるからです。

そこで、下道町長に伺います。自衛隊及び自衛官の任務について、どのような認識をされているでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから自衛隊について、この一般質問、かなり何度もしていただいているところでございますが、今までの従前の答弁と同じような、重複するところがあるかと思いますが、やはり自衛隊の任務につきましては、法律に基づき、大きく三つの役割があると考えているところでございます。

一つ目は、自衛隊の主たる任務である我が国の平和と独立を守るための国の防衛であります。

二つ目は、日本は地形や気象条件などから自然災害が発生しやすい国であることから、災害発生時において、人命救助をはじめ、行方不明者の搜索、被災地の復旧支援、生活支援などを行う、いわゆる災害派遣でございます。

特に洞爺湖町本町におきましては、有珠山噴火災害を想定した避難訓練と先般の避難訓練等ございましたが、やはりそういったところでも連携を取りながら、大きな役割を果たしていると思っております。

三つ目は、国際社会の平和と安定のため、国際連合の平和維持活動などに参加し、国際的な平和の維持に関する国際平和協力であると考えております。

このように、自衛隊は我が国の安全の確保とともに、災害対応や国際社会への貢献など、国の安全保障や国民生活の安定に関わる重要な役割を担っていると感じております。

毎年、防衛白書が発刊されておりますが、その際には白書の後、第71戦車連隊の幹部が私のほうに来て、直接現状の防衛白書についての言葉等について言及をいただいているところでございます。

特に私ども洞爺湖町にとって、2000年噴火から既にもう二十数年、そういったところを考えますと、やはり自衛隊の三つの大きな役割の中で、この二つ目にお話ししましたところについては、私どもは重きを置いて、しっかりと連携を取ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

何度か質問をと言われたので、今回が5回目になるのですね。私としては、やっぱり議員

になったときの決意の一つとしては、平和とか戦争反対とか、そういうことについて、この議員として取り組んでいくことの一つとして考えています。なので、この自衛隊の名簿提供の問題についても、私としてはしつこくやっていくつもりでいます。

今回は、この自衛隊、自衛官の任務という部分で下道町長は先ほど答えていただきましたけれども、自衛官というのは、どのような職務でほかの公務員と違うことは何かということ、下道町長にぜひ認識していただきたいと思ったのです。

政府は2015年の国会において、自衛隊は国際法上、一般的には軍隊として取り扱われるものと考えられるとの見解を示しました。軍隊なのです、国際的には、日本の自衛隊は。

公務員には職務を遂行する上で、生命の危機に直面するものもあります。警察官とかもそうではないでしょうか。

自衛官には、自らの命をかけて相手をせん滅するという武力行使への服務義務があるとされています。これは、賭命義務とも言います。賭ける命の義務ですね、命を賭ける義務。警察官などの公務労働とは、明らかに性質を異にするものです。

先ほど自衛隊法のことも出てきましたけれども、自衛隊法52条には、服務の本旨として、隊員に対し、ことに及んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努めることを求めて、服従の宣誓、53条ですが、行わせています。この内容は、自衛官が危険を顧みず、身をもって責務を完遂するという自己犠牲の精神を伴う特殊な職務を担うことを示しているのです。

また、自衛隊法3条には、自衛隊の主たる任務を我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することと定められています。

ですから、先ほど下道町長が3点ほど出していただきましたけれども、自衛隊の任務について。でも一番は、本来の任務は防衛出動です。防衛出動がないときに、自治体の要請に基づいて、災害支援をすることができるということなのです。

町長もおっしゃっていましたがけれども有珠山噴火の際には、自衛隊に大変お世話になったと、それはもう私もそのとおりで、異論はありません。

今、日本の自衛隊は災害支援のイメージが大きくなっています。そういう支援に憧れて自衛隊を目指す若い人たちもいます。でも、本来の任務は、命をかけて責務を完遂することなのです。このことを町長は認識して、自衛隊への名簿提供を行っておられるのでしょうか。ぜひ考え直していただきたい。これを強く求めます。

次に、下道町長に伺います。自衛隊への名簿提供に係って個人のプライバシーに関する権利についての町長の認識を伺います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいま個人のプライバシーという認識でございますが、やはり自衛隊への名簿提供と個人のプライバシーに関する権利についての認識であります。本件につきましては令和7年、昨年3月において答弁しているとおりでございます。

自衛官の募集事務につきましては、市町村が行う法定受託事務とされておりますし、自衛隊法第97条第1項において、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自

衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うものと規定されております。

また、自衛隊法施行令第120条においては、防衛大臣が募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるとされております。

さらに、個人情報保護法との関係につきましては、改正個人情報保護法第69条第1項において、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供は制限されておりますが、本件につきましては、自衛隊法施行令に基づくものであり、法令に基づく適正な情報提供であると認識しております。

なお、当該情報提供に当たっては、法令上、本人の同意は必要とされていないものと承知しております。町といたしましては、関係法令に基づき、個人情報の適切な取扱いに配慮しながら、適正に事務を執行しているところであります。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

今、自衛隊の施行令等、法令を出していただいて、昨年と同様の回答かなと認識、確認しましたが、憲法は国民の権利と自由を守るため、国家権力を制限する国の最高法規です。法律が国民を規制するルールであるのに対して、憲法は主権者である国民に対して、国がやってはいけないことや、やるべきことを定めています。

憲法13条は、全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法、そのほかの国政の上で最大の尊重を必要とすると定めています。

自衛隊の名簿提供の背景には、11年前、2015年9月、政府による安保法制強行以来、2022年12月16日安保3文書を閣議決定するなど、大軍拡を進めていることがあります。

安保法制の強行により、集団的自衛権を行使する舞台へと変えられており、任務の苛酷化やハラスメントの横行、自衛隊の志願者は年々減少しています。問題は、自衛隊員獲得のために行動がエスカレートしてきているのではないかなと感じています。

先ほども触れましたが、自衛官及び自衛官候補生に限らず、陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集のため、洞爺湖町は15歳の個人情報の閲覧を認めています。これがさらに名簿提供にまで及ぶ可能性は、私は否定できません。

実際に、茨城県では自衛隊側が陸上自衛隊高等工科学校の募集のために、紙及び電子媒体で個人情報を提供することを求めたということが起こりました。

自衛隊法97条と102条による資料の提出を依頼できるのは、自衛官または自衛官候補生の募集としており、高等工科学校を含めないとされており、このことについては自衛隊側が全面的に謝罪することになったということがありました。

15歳の個人情報を閲覧させることも、憲法13条のプライバシー権を守り、子どもの権利条約が保障する子供の自己決定権、保護者の保護責任の見地などから、閲覧するのであれば保

護者の同意が必要ですし、そもそも閲覧自体しないでいただきたいと下道町長には求めます。

埼玉県内では……

○議長（大西 智君） 小林議員。質問の要旨をまとめていただきたいと思います。

○2番（小林真奈美君） 分かりました。

埼玉県内では、自衛官募集のために自衛隊に住民の名簿を提供する自治体が来年度からゼロになる見通しです。理由は、閲覧で十分、個人情報保護、法的義務がないなどです。個人情報保護の観点を重視する自治体では、提供を停止する動きが見られているのはご存じでしょうか。

2024年に日本共産党の元衆議院議員畠山和也氏が防衛省と交渉した際に、名簿提供に応じずとも市町村に不利益はないとの回答を得ています。ぜひ市町村が管理する住民基本台帳に記載された住民の個人情報であり、厳格に取り扱われるべきです。

町長の判断で提供を止めることができます。自衛隊の個人情報の提供はやめるべきということをお求めまして、次の件に移ります。

最後の件に入ります。多文化共生社会の推進について伺います。

○議長（大西 智君） 小林議員、最後の質問だったのですがけれども、質問がなければ、前段の部分というのがどうして必要なのかというのが分からないので、あくまでも質問の要旨を捉えて、そして質問をしていただくように考えていただきたいと思います。

○2番（小林真奈美君） 分かりました。

多文化共生社会の推進について、進めていきたいと思います。

洞爺湖町を訪れる外国人観光客が増えつつあります。先ほどの経済常任委員会の報告の中でも、オーバーツーリズムの件などありました。洞爺湖町の経済に与える影響も大きくなっています。また、観光だけではなく、農業、漁業においても、在留外国人の数は増加傾向にあると思いますが、洞爺湖町における外国人の数、割合について伺います。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 町内に暮らしておられる外国人の数につきましては、コロナ禍以前の令和2年1月1日現在では128人でしたが、総人口が毎年減少する一方で、外国人につきましては、現在は人数、割合ともに最多を更新しておりまして、街中でも観光客以外の外国人が多くなってきていると感じているところでございます。

直近の2月末現在の外国人の人口につきましては、全町で328人で、町の総人口7,719人のうち4.25%を占めておりまして、地区別で見ますと、虻田地区で117人、洞爺湖温泉地区、月浦地区、花和地区で125人、洞爺地区で86人となっております。

また国籍別で見ますと、最も多い順に、インドネシアが80人、ベトナムが78人、ミャンマーが75人、中国18人、台湾とフィリピンがともに16人ということで、アジア圏の方が95%を占めておりますけれども、欧米圏の方も18人おられる状況となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。2022年度の洞爺湖町の在住外国人を見たら、そのときは219人になっていました。だから、それから比べても大分増えているのだなと感じます。

洞爺湖町を訪れる外国人観光客が増え、観光を通じて国際相互理解が進むことは、歓迎すべきことだと私は思っています。

一方で、政府は2023年の観光立国推進基本計画など、インバウンド優先の観光政策を推進してきました。これがオーバーツーリズムを引き起こし、地域住民の安全を脅かすとともに、外国人への排斥感情の一因ともなっているとも考えられます。

国政選挙においても日本人ファースト、「I am JAPAN」など、差別と分断をあおる潮流が生まれています。そのような中で、洞爺湖町の多文化共生社会の取組は、どのようになっているのか伺います。

多文化共生社会の推進に向けた洞爺湖町の取組の現状と課題について伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 多文化共生社会の推進の関係でございますが、現状におきまして、町として多文化共生を目的としましたコミュニケーション支援ですとか生活支援、意識啓発、社会参画支援といった体系的な事業は実施してございませんが、各分野におきましては事業者や管理団体等が主体となりまして、就労や生活に必要な支援が行われているものと当方は認識をしているところでございます。

また、町内の事業者におきましては、外国人の人材を受け入れる事例におきましてでございます。地域のお祭り等の行事に参加をするなど、地域住民との交流が図られていると承知をしており、一定程度、地域社会の一員としての関わりが見られている状況にあるものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 特に町としては特化した取組は行っていませんけれども、いろいろな生活支援、それから事業者を通じた地域との交流等に取り組まれているということで、これがどんどん活発になっていってほしいなと思っています。

在留外国人の増加とともに、学校教育においても多文化共生社会の取組が必要になってくるかと思います。そこで、外国人児童・生徒や保護者への支援について伺います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） ただいま議員からご質問のありました外国人児童・生徒や保護者への支援についてでございます。

当町においても、日本語指導が必要な児童生徒の転入が見られるところであり、対象の児童生徒の在籍する学校では、子供の日本語能力を把握した上で、北海道教育委員会が発行しております外国人児童生徒の日本語能力に応じた初期指導マニュアルを活用するなどしながら、子供の状況に応じて適切に指導することができるよう、校内体制の整備を図ったり、日

本語の能力に応じた指導を行うため、特別な教育課程を編成したりして学習活動を行っております。

具体的には、英語のほかにモンゴル語などを母国語とする児童生徒が転入したケースもあり、十分な指導者を確保できないケースもありましたが、携帯型通訳デバイスを貸出しするなどしながら、国籍や文化的背景などが異なる児童生徒一人一人に応じて日本語指導を含む教育を充実させるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 道のマニュアルに沿って活用されてやっているということ、ただし、やっぱり英語以外にもモンゴル語ですか、そういう部分の児童生徒が入ってきた場合に、やっぱり翻訳機というのですかね、そういう活用も必要になってくるのだろうなというふうに思いますので、これから先、そういうことも想定して、いろいろ取り組んでいただければと思います。

もう一点、伺います。昨年の7月30日の津波警報の対応で、特に外国人観光客への対応についてちょっと実感したところなのですけれども、災害時の外国人対応についても伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 避難を必要とされる外国人の対応でございますけれども、まず今、議員のほうからございましたけれども、7月30日の関係でございます。

この際、津波警報が発表されてございますけれども、翻訳機を利用したりですとか、また通訳可能な職員が出向きまして宿泊の調整や移送の支援を行っているという状況になります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

通訳されている職員の様子も見ていましたけれども、全体の人数にはもうかなり手が回らなくて、大変だったなという印象を受けています。

なので、このA Iを使った翻訳機とかの活用、これ、役場の窓口とかでも使えるのではないのかなとかいろいろ思いますけれども、ぜひそういう対応を充実させていってほしいと思います。

それで、昨年11月、全国の知事会の取組として、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言、これが発表されています。

それには、事実やデータに基づかない情報による排他主義、排外主義を強く否定します。差別や人権侵害のない社会の実現を目指す姿勢の下、感覚的に論じることなく、現実的な根拠と具体的な対策に基づく冷静な議論を進め、外国人の持っている文化的多様性を地域の活力や成長につなげることで、地域社会をともに創る一員として包摂し、日本人、外国人を問わず、全ての方が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会をつくっていきますと宣言しています。

このように、自治体や地方議会が差別や排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指すことは、重要な施策の一つではないかと思います。そこで、多文化共生社会に向けた洞爺湖町の今後の取組について伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 多文化共生社会への対応でございますけれども、近年の深刻な人口減少ですとか少子高齢化が伴いまして、外国人の受入れが増えつつあるという状況は認識をしているところでございますが、製造業やサービス業ですとか、あと医療、介護、福祉分野の担い手と今されているところでございます。

今後の取組についてでございますけれども、この取組について広げることが必要な状況とする場合におきまして、当町の所管、担当課並びに関係課、これを連携しまして多文化共生社会の推進に努めていく必要があるものと認識をしているところでございます。

今後におきましても国の動向に注視をしまして、地域の住民と外国人がともに安心して暮らすことができるよう、努めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

本当に同じ一緒の町民として、同じように考えて、そういう多文化共生社会に向けて推進していくことができる洞爺湖町であってほしいと思います。

それについては範囲が広く、本当に多岐にわたると思います。産業関係はもちろん、先ほども言いましたけれども医療関係、福祉関係、あと子育て、教育など、広い範囲にわたるかと思いますので、ぜひ横の連携、それから縦の連携、そういうのを大事にして、そして本当に洞爺湖町に住んでいる町民の日本人、外国人問わず、多様な声を聞きながらぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、2番、小林議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を午後1時00分といたします。

（午前11時38分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議のほうを進めていきたいと思います。

（午後 1時00分）

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第8、報告第8号専決処分の報告について、令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは議案書の４ページをお開き願いたいと思います。

報告第８号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

記として、令和７年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第５号）でございます。

次のページ、５ページに移ります。

専決処分になります。専決処分の日は、令和８年１月23日でございます。

次に、６ページになります。

令和７年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第５号）。

令和７年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,314万3,000円とするものでございます。

議案書を離れていただきまして、事項別明細書をお開き願いたいと思います。

よろしいでしょうか。６ページ、７ページでございます。

２の歳入になります。

15款国庫支出金３項委託金１目の総務費国庫負担金でございます。1,062万2,000円を増額するものでございます。説明として、令和８年、今年の２月８日に実施されました衆議院議員選挙の委託金の国費の分でございます。

次に、８ページ、９ページをお開き願いたいと思います。

歳出になります。

２款総務費４項選挙費６目の衆議院議員選挙費になります。補正額は、同額の1,062万2,000円でございます。主なものといたしまして９ページにございますが、費用といたしましては、委員報酬や時間外勤務手当、それから看板設置委託料などを計上したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第８号専決処分の報告について、令和７年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第５号）の報告を終わります。

◎議案第44号及び議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第44号洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第45号洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、9ページをお開き願いたいと思います。

議案第44号洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、それから19ページにございますが、議案第45号の洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、一括でご説明させていただきます。

初めに、9ページの洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を次のように定めるものでございます。

この条例の制定の趣旨でございます。子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正によりまして、幅広く子育て家庭を支援することを目的として、乳児等の通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設され、本年の4月から各自治体で実施されることとなっております。

それに当たりまして、町といたしまして認可基準及び確認基準について、それぞれ条例で定めるものでございます。

そのうち、こちら議案第44号については、認可基準を定める条例でございます。民間事業者が事業を実施する際の設置基準に関わる基準として、設備及び運営に関する事項を定めるものでございまして、内閣府が定める基準を踏まえて、本条例を制定するものでございます。

まず初めに、中段にございます第1章総則で、第1条は趣旨でございます。児童福祉法に基づき、乳幼児等の通園支援事業について設備及び運営に関する最低の基準について、必要な事項を定めたものでございます。

第2条の最低基準の目的から第19条までは、総則でございます。13ページまで続いております。

13ページになりますが、第2章で乳児等通園支援事業というのがございます。第1節の第20条は通則でございます。

14ページになりますが、第2節の第21条から第25条までのものが一般型乳児等通園支援事業、17ページにございますが、第3節の第26条、27条につきましては、余裕活用型乳児等通園支援事業として、それぞれ法令に基づく基準を運用して定めたものでございます。

18ページ、雑則であります。28条でございます。帳簿や記録について書面に代えて電磁的記録による対応を可能としたものを定めたものでございます。

なお、この条例に基づきまして、今年度より乳児等通園支援事業の許可を希望する町内の事業者は現在ございませんが、ここで制定をさせていただいたところでございます。

最後に附則になります。この施行期日は、令和8年4月1日からの施行としまして、この

条例の規定に基づく認可の手續の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができると定めたものでございます。これが議案第44号になります。

続いて、議案書の19ページをお開き願いたいと思います。

議案第45号洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を、次のように定めるものでございます。

条例の制定でございますが、先ほど説明させていただきました第44号で提案した条例が民間の事業者が実施する場合に、設置に関する基準を定めた認可条例でございました。これに対しまして、本議案は認可を受けた事業者が乳児等通園支援事業を適切に実施しているかどうかを確認するための基準を定める、いわゆる確認条例でございます。

中段になりますが、初めに第1章の総則、第1条の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法に基づきまして、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

一番下になりますが、第2条は、特定乳児等通園支援事業は、良質で適切な支援を提供することや意思及び人格を尊重することなど、一般原則について定めたものでございます。

20ページになります。

中段になりますが、第2章で特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたものでございまして、第1節は利用定員に関する基準として、第3条で特定乳児等通園支援事業者は1時間当たりの利用定員などを定めたものでございます。第2節の運営に関する基準として4条から32条まで定めてございます。

第3章は28ページになりますが、雑則として33条、書面に代えて、電磁的記録による対応可能なものとするものを定めたものでございます。

30ページになります。

30ページまで行きますと、附則がございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第44号洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第46号洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第46号洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてでございます。洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を、次のように定めるものでございます。

提案理由でございます。本町の学校給食は、学校給食法によりまして、給食調理に必要な施設、設備の整備、それから光熱水費、人件費について町が負担し、食材費については、児童生徒の保護者から負担していただく、いわゆる私会計方式を運営してきましたが、令和8年度より町の歳入歳出予算で管理をする公会計方式での運営に移行するに伴い、条例の制定を行うものでございます。

第1条でございますが、趣旨といたしまして学校給食法の規定に基づき、町が実施する学

校給食に係る学校給食費の徴収及び管理に関し、必要な事項を定めるものとしてございます。

第2条から第6条までは、学校給食の実施区分、給食費の額、徴収や納付について定めたものでございます。

32ページになりまして、第7条ですが、施行細目につきまして、この条例の施行に関し必要な事項につきまして、町長が別に定めるとするものでございます。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

すみません。細かいことをちょっとお尋ねしたいのですけれども、給食費の会計が公会計になるということで、この給食費に対しては、来年度に関しては無償ということになっていたかと思います。

その際に対してちょっと確認したかったのですけれども、不登校とか、それからアレルギー対応のこの給食費の関係はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大西 智君） この条例で言いますと、どこになりますか。

○2番（小林真奈美君） 条例の中では、そのところが明記されていなかったと思うのですけれども。

○議長（大西 智君） 新たな、分かりますか。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） この条例の中では、今、議員からのご質問の内容については明記していない状況にございますが、その内容、給食費等の細かい部分につきましては、規則のほうでうたうような形で、この後実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第47号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは議案書の33ページをお開き願いたいと思います。

議案第47号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この条例の改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づきまして、令和8年度の通勤手当等を改正するものでございます。

通勤手当の額につきましては、今後の物価の状況を勘案、柔軟に対応するため条例の規定を削除し、規則で定めることとすること。また、自動車により通勤している場合で、駐車場を利用し、料金の負担が恒常化している場合におきまして、1か月5,000円を超えない範囲内で通勤手当として支給する規定を新たに設けたものでございます。

議案説明資料をお開き願いたいと思います。

2ページになります。よろしいでしょうか。

洞爺湖町職員の給与に関する新旧対照表があるかと思います。

第15条通勤手当でございます。第15条第2項通勤手当の支給額について、6万6,400円を超えない範囲内で支給するものとし、使用距離及び通勤手当の額については、規則で定めるということになったことから、ここにあります第2項のアから、3ページのすまでの規定について、削除するものでございます。

3ページから4ページにまたがりますが、同条の第3項及び第5項につきましては、駐車場に係る通勤手当について、1か月当たりの駐車場の料金5,000円を超えない範囲内で支給するとした新たな規定を設けるものでございます。

4ページのほうになります。現行の同条第3項から第7項まで、それぞれあった規定につきまして、駐車場等に係る通勤手当の規定を第3項に設けたことから、第4項から第8項にそれぞれ繰り下げするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、34ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番、越前谷議員。

○9 番（越前谷邦夫君） 今、副町長から説明を受けたのですが、こういう給与の改正ということになると、当然、町職組との団体交渉なども行われているのではないかなと思うのですが、そういう労働組合と交渉して、合意、同意を得られているのか、その辺を確認させてください。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございますけれども、これまでに、人事院勧告に伴います給与の昇給に関しては概要をお伝えはしていますけれども、例えばマイナス勧告が伴う場合については、組合との協議の下、整理すると。過去に令和2年か3年ぐらいだったかと思えますけれども、そういうような対応をしております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

2 番、小林議員。

○2 番（小林真奈美君） すみません、お願いします。自動車の使用距離を削除して、6 万 6,400 円を超えない範囲内という部分と、それから駐車場については支給単位期間につき 5,000 円というふうになっているのですけれども、この金額の根拠は何でしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 駐車場の料金、それから通勤手当の上限額の根拠になりますけれども、これにつきましては人事院規則に基づきまして、これまでも改正をしておりますので、その内容を根拠として今回、議案の提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第48号洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは議案書の35ページをお開き願いたいと思います。

議案第48号洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、近年の国内外における物価の上昇などなど、経済社会情勢が著しく変化しているところでございます。公務による道内の出張の際における1日当たりの日当について引上げの改定の提案をさせていただくものでございます。

下のほうに別表第1があるかと思います。その中の日当1日につきにあるところの道内というところで、アンダーライン2,000円と引いてございます。

現行1,500円でしたが、2,000円に今回、変更の提案をさせていただくものでございます。

下の附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） この日当の旅費については、12月議会の一般質問で取り上げさせていただきました。

結果として1,500円が先ほど副町長が説明されておるように、道内は2,000円と。随分と、自分は3,000円ぐらいになるのではないかなという、そういう思いで質問したのだけれども。というのは、1,500円のときは、年間大体43万ぐらいということであった。それを倍にしても、100万以下でやはりそれが支給できると。

それと併せて、室蘭までは日当は該当にならないのだよね。ならないでしょう。だから、どういう基準で2,000円にしたのか。室蘭に行ったって日当つかないのですよ。登別へ行って初めてつくって。

これは、今の職員の動向などを見ていると、当然なことに室蘭市内においても日当が該当になるような、そういうこの日当の一部改正というものが求められるのではないかなと思うんだけどどうなのでしょうね。

そしてまた、先ほど人事院勧告は関係ないことだから、労働組合との、町職組の労働組合

との協議はどのようになっているのか、この2点だけちょっと伺っておきたいなと。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございますけれども、今回の日当の引上げにつきましては、組合のほうともちょっとお話をさせていただいていることがまず一点です。お話はさせていただいています。

それと、もう一点なのですが、室蘭の外勤と日当の扱いなのですね。これは、まず外勤と出張というのがあるのですが、これにつきましては、会議の在り方がコロナ禍を契機に、境に、リモート会議というのがかなり増えてきているということもございます。

それによって、ちょっと日数はカウントはしてないのですが、例えば室蘭だとかの会議によってはリモートの会議が増えて、外勤も当然減ってはきているという状況がまず一点あります。

それと外勤の考え方、職員の時間の使い方にもあるのですが、働き方改革といいますか、そういう関連で、実際に会議が例えば室蘭の開始時刻が、会議の内容にもよりますが、2時からの開始だとかそういうような形になっていますので。

例えばこちらを1時ちょっと前に出れば2時の会議に間に合うとか、そういうような形でちょっと会議の内容というのですか、開始の時間などもちょっとかなり変わってきているという状況もございますので、それらも勘案して今回道内の日帰りの日当の金額の引上げについて、提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） もう一点、2,000円の根拠という部分で。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） すみません、失礼しました。2,000円の根拠になります。

これ実際、道内の日当を1,500円で置いたのは、20年前の市町村合併のときからという形になりますけれども、今回考えたのは、まず物価指数の関係ですね。

食品の物価指数については、およそ20年前から比べると1.8倍程度になります。それと、最低賃金のことでもございますけれども、これにつきましては、2025年と20年前の2006年の比較をすると、約2倍ほど、1.67倍ということもございまして、それらを勘案しまして、今回2,000円を日当にするという根拠に置いたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） まず最初に会議内容が変わってきているということだけれども、でも、やはり室蘭あたり行くことはあるのでしょうか、やっぱり。会議内容いかにによってはね。自分は、キロ数などで設定していると思ったら大きな間違いだと思っているのですよ。というのは、この日当等が労働組合と接触の中で決定された頃は、確かに車の行き来も少なかった頃なのですよ。

今は車の往来というのが非常に多くなっているということを考えたりすれば、例えば

車で運転していったとすれば、それなりの神経をあれして行っていることになるのですよ。

そういうことを考えれば、少なからずや室蘭あたりに行ったならば、室蘭などに行った場合については、3,000円なら3,000円ぐらいの日当をつけるということでなければ、自分はどうもこれは理解できないのだ。

そういう、12月にやったときに間違いなく3,000円をつけてくれれば。先ほど上の者と相談したと言ったけども、その上の者がそういう認識でいるとすれば、これはまた考えなきゃならないなと思っているんだよ。

やっぱり、これはただキロ数だけで考えては駄目ですよ。今これだけ交通事故等が多発している状況の中で、やっぱりある程度神経をとがらせながら行っていることもあるでしょう。そういったことを加味しながら、少なからずや2,000円じゃなくて3,000円で、自分は言ったと思いますよ。

合併する前に、旧洞爺村から室蘭へ行ったら2,600円、日当がついていたはずなのですよ。間違いのないと思いますよ、これ調べてみてください。だから、あれから非常にこの社会変化だとか交通の変化だとかある中で、3,000円ぐらいになるべなと思っていたのですよ。

そうすると、2,000円というのだから、これ、ショックで、ショックで。上の者がそういう判断したというのだったら、何を基準にして設定したのよと。

それから、労働組合との協議はされているのですか。これは、なぜ自分が言うかということ労働安全衛生法上にも関わることだから、十分その辺は加味して、あるいはまた左にいる財政課長あたりが厳しく、それこそ、その値段は駄目だということにしたのかどうなのかね。もう一回、その根拠をお願いします。

職員のやっぱり待遇、処遇に関わることだけに、自分は安易に妥協しない。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） ご提案ありがとうございます。

私ども、先ほど言われました12月にご提案いただいた後、担当の者がいろいろ調べさせていただきました。ほかの町の状況はどうなのだろうとかという考え方もあった中で、管内でやっぱりばらつきがありました。2,000円をちょっと超えているところもありましたし、1,000円ぐらいのところもございました。

日当という考え方をもう一度整理させていただきますと、先ほどの距離の話もありましたけど、基本は往復100キロを超えた場合、出ますよというところが入り口になってきて、それがずっとそのまま続いているものですから、そこを超えない片道、室蘭ですと40何キロなものですから100キロを超えない。白老とか、苫小牧へ行くと出るというようなことだと思います。

その100キロの根拠って何だということになるかもしれませんが、基本的に私ども、通常、職員が仕事をしていると、うちに帰ってご飯を食べたりというような形が多いとは思いますが、出張することによって新たに出費ができるというところから考えたときに、2,000円

が妥当かどうか分かりませんが、お昼代としてはこれで十分だろうという判断をさせていただいたと。

それがもっとという話があるかもしれませんが、その中で組合とも協議をさせていただいて、現況よりも500円アップをさせていただいてご提案するということは、組合とも協議済みだと報告を受けていますので、そういう対応をしていただいたということで。

距離については基本的にはそういう考え方で、食事を外で職員に負担をかけるというような費用も含めて勘案したときに、例えばですけど同じようなことを言いますけど、伊達に行ったら出るのか、豊浦へ行ったら出るのかという話とかもあるかと思います。

どこかで区切りをつけるとすると、もともとの考え方が往復100キロという考え方がありましたので、それをそのまま継承させていただいて、今回の提案ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 3回目です。9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） これはね、自分も団体交渉を歩んできた人間だから、あえて妥協したくないのだけれども、副町長の言っていることも分からないわけではないのだけれども、往復100キロというのはね。だから、昔、交通量のなかった頃の、これ基準なのですよ。

今みたいに交通量が激しいときには、食事ばかりじゃない。昼食代ばかりじゃなくて、やっぱり労力も提供するということを考えたならば、自分はやっぱり日当3,000円ぐらいにしてほしかったなと思うのだけれども。

これね、財政的に厳しいとかなんとかって言葉だったら、自分もそうかということになるのだけれども、少なからずやね、自分は行財政改革やったら、この程度の旅費を支給できるだけの、何ていうのかな、能力はあると思っている。洞爺湖町も。

そんな何千万もまだ足さなきゃならないということではない。今まで、昔あった、その基準をですよ、1,500円を変えたわけだから、少なからずや倍にするとかね、少なからずや1,000円アップぐらいにして。

昔の、それこそ合併する前の洞爺みたいに、洞爺から行ったら2,600円の日当がついたということも自分が12月に申し上げたと思うのだけれども、その辺を考えてね、副町長。2,000円ということではなく、要するにもう一度この条例が通ったならば、協議、検討させて、前向きに検討させてくださいという答弁、もらえませんかね。

100キロじゃない、キロ数じゃない。この頃というのは交通量が少ないから100キロとやったのですよ。そうじゃなくて、弁当代プラスアルファ労力も提供するわけだから、だから今、先ほどの会議の内容等も変わってきているという、リモートをやっているってね。

だとすれば、なおさらのこと、やはり3,000円ぐらいに日当をつけるということでなければ、副町長、2,000円って500円アップだけで終わらせるという、その根拠がね。質問だからもう一度お願いします。そういう、もう一度、この条例を通った後に、もう一度前向きに協議、検討させてもらいたいという答弁をもらえませんかね。

○議長（大西 智君） 同じ質疑なのですけれども、答弁をお願いいたします。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） ありがとうございます。

先ほど申し上げた話と同じかもしれませんが、物価上昇の状況がどんどん変わってきておりますので、今回このご提案はこのまま提案させていただきたいと思ひますし、今後の物価上昇の状況を勘案したときに、また改めていろんな協議をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第49号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の36ページをお開き願ひたいと思ひます。

議案第49号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正は2点ほど、大きく趣旨がございます。1点目は国民健康保険の運営を担う北海道におきまして定められております令和12年度の国民健康保険税の負担水準の統一に向けまして、洞爺湖町国民健康保険の加入者の急激な負担増を避けるために、昨年、令和7年度より実施して段階的に引上げを実施させていただいておりますが、令和8年度の国民健康保険税の税率も改めて改定をする内容となっております。

2点目につきましては、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の財源に充てるため、子ども・子育て支援制度が令和8年4月より実施されることに伴いまして、新たに子ども・子育て支援納付金分を追加するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額について、所得割、均等割、平等割の税率を引き上げまして、併せまして子ども・子育て支援納付金課税額について、所得割、均等割、18歳以上の均等割、平等割を新たに追加するものでございます。

それでは、議案説明資料をお開き願いたいと思います。

5ページをお開き願いたいと思います。

5ページの洞爺湖町国民健康保険税条例の新旧対照表となります。上段に第2条課税額がございまして、子ども・子育て支援納付金課税額を新たに追加するものでございます。

7ページに飛びます。

7ページでございますが、第5条が上段にあると思います。基礎課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額を改めるものでございます。

8ページにまたがりまして、第6条後期高齢者支援金等の課税額の所得割額、それから第7条の2で被保険者均等割額、第7条の3で世帯別平等割額を改めるものでございます。

それから、第8条になります。第8条の介護納付金課税額の所得割額、それから第9条の2被保険者均等割額、第9条の3世帯別平等割額をそれぞれ改めるものでございます。

9ページにまたがりまして、第9条の4から第9条の7までについては、子ども・子育て支援納付金税額の算定について、新たに追加するものでございます。

9ページの下になります。

第23条に国民健康保険税の減額がございまして、第1項については、子ども・子育て支援納付金課税額を新たに追加するものでございます。

10ページ、11ページにまたがりまして、第1号は国民健康保険税の世帯、7割軽減額に関する規定の改定でございまして。

12ページになりますが、第2号で国民健康保険税の世帯、5割軽減に関する規定の改定でございまして。

13ページ、14ページになりますが、第3号は国民健康保険税の世帯、2割軽減に関する規定の改定をしたものでございます。

それから、15ページになります。

同条の第2項におきまして国民健康保険税の未就学児に係る減額の規定の改定となるものでございます。

16ページになります。

下段になりますが、附則第11項、第12項及び第14項、それから第21項につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の適用に関わる条項の追加をするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、40ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。この条例の施行期日は、令和8年4月1日からとなっております。

また、適用区分でございますが、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

まず1点目なのですが、洞爺湖町の国民保険料についてなのですが、子ども・子育て支援分として総額幾ら増額されることになるのでしょうか。加入者1人当たりでは、月額幾ら増えることになるのでしょうか。

2点目は、後期高齢者保険料についても、同じように子ども・子育て支援分として、総額幾ら増額され、加入者1人当たり月額幾らになるのか教えてください。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 今回の税条例の改正によって、子ども・子育て支援納付金分でどれぐらい増収になる、増収というか、どれぐらいの金額になるかというところのご質問でございます。

今回、令和8年度予算にも関係してくるところなのですが、子ども・子育て支援金分といたしましては、1年間で560万円ほど増収となる見込みでございます。

また、1人当たりについて、どれぐらい増えるかというところではございますけれども、ちょっと世帯によって異なりますけれども、一般世帯の夫婦世帯ですと360万円ぐらいの収入のある夫婦の世帯ですと、年間でおおよそ9,000円ぐらいの増額、子ども・子育て支援金としては9,000円ぐらいの見込みでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 後期高齢者医療の。

宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） すみません。後期高齢者医療は、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど新年度予算の後期高齢者医療の部分でご説明させていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を午後2時5分といたします。

（午後1時54分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けます。

（午後2時05分）

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書41ページをお開き願いたいと思います。

議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正でございます。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、本議案は乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施に伴いまして、町立保育所における当該事業の利用料の取扱いを定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案説明資料の24ページにもございますが、当町では保育料及び一時預かり事業の無償化を独自で実施していることから、類似事業との均衡を図るとともに、子育て世帯への負担軽減、事業の利用促進の観点から、本事業については無償とするものでございます。

附則になります。この条例は、令和8年4月1日より施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第51号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書42ページになります。議案第51号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、児童福祉法等の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料の24ページにもございますが、ここにある第25条は、虐待等の禁止がございます。このたび、施設職員による園児虐待等に関する自治体への通報義務が創設されたことから、このたび追加をするものでございます。

附則になります。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

今の副町長の説明にあったように、虐待の案件の自治体への通報義務を定めたものだとい

うことなのですけれども、もしもこの施設で虐待とかあった場合には、通報を自治体にしなければいけないということになるのですけれども、誰がどのように、どこの、どの部署に通報することになるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 洞爺湖町における児童虐待の際の通報の窓口は、子育て支援課が所管しておりますので、各施設で起きた虐待については支援課のほうに通告いただく、または、児童相談所に直接という形でも対応可能という流れになっております。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 誰が通報するのかということと、もう一つ、児童相談所に直接通報してもいいということで確認していいですね。

それと、もう一点はなのですけれども、窓口、子育て支援課に通報した場合、子育て支援課としてはどういう対応を組織として取るのかも教えてください。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 児童虐待の通報をする方につきましては、通報した方がこの施設の施設長に報告するという形になります。

洞爺湖町のほうに通告を受けた場合につきましては、48時間以内に現地の確認をして、状況を確認して、なおかつ一時保護、その状況によるのですけれども一時保護の必要性があれば、即児童相談所のほうに送致するという流れになっております。

通告は、虐待を発見された方であっても、先ほど所長と言ったのですけれども、通報された方はどういった方でも提供はいただけるという流れにはなっております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第52号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の43ページをお開き願いたいと思います。

議案第52号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、国の省令で定められている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は四つほどございます。議案説明資料の25から29ページにございますが、こちらの議案のほうで説明させていただきます。

まず初めに、12条でございます。虐待の禁止、虐待があった場合の通報義務、先ほどご承認いただきました議案第51号と同じ内容となっております。

続きまして第16条でございますが、これにつきましては、栄養士法の改正に伴いまして、栄養士の配置を求められている部分に管理栄養士を配置しても構わないということ、可能になったことから、追加をするものでございます。

次に、17条でございます。家庭的保育事業者が実施する利用乳幼児の健康診断でございます。これにつきましては、母子保健法に基づく健康診断をもって代えることができることになったことから、規定の追加をするものでございます。

次に、44ページになりますが、第23条第2項及び第29条、第31条及び第44条、それから第47条でございますが、これにつきましては国家戦略特別区域内に限り、認められている地域限定保育士制度というのがございまして、それが一般制度化されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例の家庭的保育事業等は、町内には現在該当する事業者はございません。将来的に希望する事業者が出た場合に適切に対応するため、条例の改正をするものでございます。

最後に附則になります。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第17、議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書45ページをお開き願いたいと思います。

議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、先ほどと同様でございますが、国の省令で定められている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料の30ページにもございますが、ここで説明させていただきますと、第10条でございます。これにつきましては、放課後児童支援員の要件について、保育士の資格について地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

その下の12条がございますが、これは虐待等の禁止のことでございます。通報義務等の創設に伴い、改めるものでございます。

附則になります。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第18、議案第54号洞爺湖町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書46ページをお開き願いたいと思います。

議案第54号洞爺湖町介護保険条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございます。介護保険法施行令の一部が改正され、介護保険条例が一部改正をされたものでございます。それに伴いまして、町の介護保険条例の一部を改正するものでございます。

これは、令和7年度の税制改正に伴いまして、一部の被保険者の段階的な異動が生じまして、令和8年度までの第9期介護保険事業計画中の保険料の収入が減少する可能性があることから、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険施行令規定によりまして、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、附則の改正で従前の項立てで対応できないことから、条立てに改めるとともに、附則の第16条及び第17条の今回の規定を追加するものでございます。詳細につきまして、この議案書に沿って説明をさせていただきたいと思います。

48ページをお開き願いたいと思います。

こちらに令和8年度保険料の算定に関する所得額の算定方法の特例がございます。

第16条でございます。給与所得のある第1号被保険者であって、令和7年度中の給与等の収入金額が55万1,000円以上、190万円未満である者の一部について、令和8年度分の保険料率を算定するに当たり、その合計所得金額を令和7年度税制改正により、地方税の給与所得

控除の最低保障額を引上げの前の額として同額とするため、算定方法の特例を定めるものでございます。

48ページの下段からになるのですが、第1項では、収入金額が55万1,000円以上、65万1,000円未満の者。

それから、49ページの中段になりますが、第2号になります。収入金額が65万1,000円以上、161万9,000円未満の者。

それから、50ページになりますが、上段に第3項がございます。収入金額が161万9,000円以上、190万円未満の者の算定方法を、それぞれ国の定めに従い定めたものでございます。

それから、50ページの下の方になりますが、令和8年度保険料率の算定に関する基準の特例で17条がございます。

第1号被保険者に属する世帯の世帯主及び世帯員のうち、令和7年の給与所得がある者であって、一定の要件に該当する者があるとき、当該第1号被保険者を市町村民税非課税者に該当しない者とみなすものでございます。令和8年度分の保険料率を算定する特例を定めたものでございます。

第1項第1号では、賦課期日を4月1日、現在住民である者として対象とするものでございます。第2号、第3号におきましては、第16条と同様にそれぞれの収入金額に応じた基準を定めたものでございます。ただし、前年度非課税の者につきましては、市町村民税世帯非課税者に該当しない者というみなしは行っておりません。

52ページになります。附則になります。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号洞爺湖町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号洞爺湖町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第19、議案第55号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書53ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございますが、地域包括支援センターの専門職は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を専従、常勤を配置する基準でございましたが、介護保険施行規則の改正に伴いまして、改正をするものでございます。

議案説明資料の31ページにもございますが、地域包括支援センターの専門職の配置する基準について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合におきまして、常勤換算方法により基準を満たすことが認められたことから、文言の整理を行うものでございます。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第20、議案第56号洞爺湖町体育施設条例の一部改正についてを議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書54ページをお開き願いたいと思います。

議案第56号洞爺湖町体育施設条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町体育施設条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

提案の理由でございますが、洞爺湖町のプールにおきまして老朽化により設備等の不具合が生じ、さらに建物につきましても今後の維持管理に多くの財政支出が必要だと勘案するところから、洞爺湖町公共施設等総合管理計画や洞爺湖町教育行政審議会答申を鑑み、洞爺湖町プールの廃止をするための条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、議案説明資料の33ページにもございますが、ここに記載のとおりで、第2条の名称や位置、それから別表第1の体育施設の開館時間及び休館日の中におきまして、洞爺湖町プールの項を削り、また別表第2の使用料につきましても、第2項を削り、第3項を第2項に改めるものでございます。

附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

今回の洞爺湖町プール、夏場でしたか、故障したということで、修理代がかなりかかるので、古くもなっているし、計画の中にもあったので廃止するというので、議会の中での一般質問でも5番議員が質問していたのですけれども、そういうのをちょっと私、聞いていて、ずっと気になっていたことがあるので、ちょっと確認させてください。

去年の6月にスポーツ基本法というのが制定されています。かなりの内容が今まであったものと変えられたということなのですから、その中に改正のポイントの一つに、スポーツとまちづくりの一体化というのが挙げられているのですよね。

今の説明でも、それから前回の説明の中でも、この視点が全く入ってなくて。ただ単に、ただ単にという言い方は悪いかもしれませんが、古くなった、お金がかかるから廃止しよう。その代わり、周辺の市町の施設を利用できるようにやっていきますということだったと思います。

具体的にはどのような形でやっていくのかも、私はちょっと見えない部分もあるので、すけれども、スポーツとまちづくりの一体化ということで、改正内容も踏まえて、今後スポーツ基本計画というのが出てくるのですけれども、何かこのスポーツ基本法の内容から言えば、この洞爺湖町のプールの廃止は、ちょっとこの流れに逆行するものではないかなというふうに思っているのですけれども、その点、このスポーツ基本法との関わりという部分で、

町としては考えられていたのかなということをちょっと質問したいと思います。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 今、ご質問ございましたスポーツ基本法についてでございます。ちょっと条文が今手元にないのであれなのですけれども、スポーツ基本法の中にスポーツとまちづくりの関係、確かに記載がございます。それにつきましては、非常に広い意味でございまして、特定の種目に関するものではございません。

例えば部活動の地域展開も含めた、この地域のこの町のスポーツ振興の在り方というのをまちづくりの観点から進めていこうというような内容であったかと記憶してございます。それには、ちょっと今、当町にはスポーツ基本計画、まだ策定はしてございませんけれども、そういったところも今後必要になってくるかなとは思います。

その中でプールにつきましては、少年団もなくなり、利用者数もどんどん年々減少していることから、こちらのほうについては将来の増が見込めないことから、建物の老朽化に伴って廃止するという考えに至ったものでございます。

スポーツによるまちづくりについては、また全ての総合的な観点から、今後進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 今の説明では、町としてこのスポーツとまちづくりの一体化というのを今後どういうふうに進めていくのかというのがちょっと見えません。

まちづくりとの連携が努力義務とされています。地域のにぎわい創出や防災拠点としてのスポーツ施設の活用のほか、スポーツツーリズムや地域経済との連動も促進される見込みですというふうに、改正ポイントの一つにあるのです。

その点を考えると、老朽化した、お金がかかるから、じゃあ廃止という、ほかの老朽化した建物もそういうような視点だけでなくなくなっていくと、どんどんこの洞爺湖町のまちづくりというのが、私は逆行してしまうのではないかなと考えているのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 施設については、スポーツ施設に関して言えば、スポーツ活動、町民のスポーツ活動の拠点になる場所でございます。そういった意味からすると、老朽化した建物をいつまでも置いておくわけにいかないというのが私どもの考えでございます。

それに代わる新しい仕組みづくりも含めて、考えていければというふうには、私のほうでは考えてございますので、プール施設につきましては今回このようになりました。

今後、そういった老朽化した施設が出た場合に、今後につきましても、またいろいろなご意見をいただきながら、どういったスポーツの拠点をつくるかどうか、どういった形で作るかというのを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はありますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今の件ですけど、プールがなくなる、それは老朽化で、お金もかかるし大変だというのは理解します。

あとは要するに、この基本法の中でもやっぱり今後それをどういうふうに利用して、要するに活動していくかというのが大事な部分だと思いますので、まず代替施設、町民プールがなくなった代替施設の具体化。どういうふうにして、どういう利用していくのか。そのことによって利用されるお子さん方も、もしかしたら増えるかもしれないし。

また、うちの町としては、地の利的に、例えば温水プールとかもある施設を持っていますので、年がら年中できるわけです。だから泳げるということで、だからそういうことも含めて、もっと活動という前向きにね。

なくなるけれどもプール活用は、いわゆる水泳的なものはどんどんやっていくというような決意みたいなものがあつたほうが、町としては非常にいいのではないかと思いますので、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） その点につきましては、今後の利活用の方針につきましては、まず課題として挙げられるのが町外施設への移動時間と移動手段の確保、それから児童生徒の送迎の頻度、それから利用料金の負担というのが今現在で課題となっております。

使用する施設というのは、隣接する豊浦町さんと伊達市さんを想定してございます。まずは、ここから始めて、新年度予算にも送迎の部分を要望して計上してございますので、予算の中でまたご説明、改めてご説明させていただきますけれども。

もう一つは、町内にある民間プール、こちらのほうも交渉を進めていって、町の方たちの利便性を高めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です

○議長（大西 智君） ほかに質疑はありますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 今、児童生徒、子供たちの送迎をしてプールに行く頻度とか言われましたが、やはり今は高齢化が進んでいる中で、高齢者が無料だというところが結構増えてきて、そういうところがプールで歩く、ただ動く。そういった高齢者の運動というのが、すごく今必要じゃないかというふうには言われてきているのですよ。

先ほど言った児童生徒だけでなく、その送迎には町民や何かも含めてやる。ただし、頻度はどのくらいあるのか。これからますます暑い日が多くなると思うのですが、その点についてちょっと伺います。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 今、私どもで考えているのは、児童生徒の送迎、長期休業のときの学校の授業と、それから夏休み期間の送迎を想定しているところでございます。

ですので、高齢者の方の水中エアロビクスとか、前に社会教育事業でやったことはございますけれども、そういったところも、ちょっと新年度ではまだ実現は、ちょっと予定はしておらないのですけれども、そんな高齢者向けのスポーツを含めて、総合的に考えていければなというふうには思っています。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、最初に、本件に反対者の発言を許します。

2 番、小林議員。

○2 番（小林真奈美君） 洞爺湖町体育施設条例の一部改正について、洞爺湖の子供たちや町民が学びや健康づくり、そして楽しむ、数少ない体育施設、洞爺湖町プールの廃止に伴う洞爺湖町体育施設条例の一部改正について、反対の理由を述べます。

昨年、スポーツ基本法が制定されました。スポーツ基本法の目的と理念として4点掲げられました。1、スポーツを全ての人が享受できる社会の実現。2、生涯スポーツ社会の構築、3、健康増進と地域活性化の促進、4、国際競技力の向上、この4点です。

改正ポイントの一つに、スポーツとまちづくりの一体化が挙げられました。まちづくりとの連携が努力義務とされ、地域のにぎわい創出や防災拠点としてのスポーツ施設の活用のほか、スポーツツーリズムや地域経済との連動も促進される見込みです。

洞爺湖町のプール廃止は、このスポーツ基本法の流れに逆行するものではないかと思います。単にお金がかかる、町民が古くなったから廃止をするということでは、将来が見えません。町としては、このスポーツ基本法の理念に対して、どのようなビジョンを描いているのが全く見えません。これから考えるというようなことに私は理解しました。

周辺市町にあるのを使えばいいという簡単なものではないと思います。プールの廃止によって、楽しみや人と触れ合う機会、そして健康増進、そして技術の向上などを町民から遠ざけてしまうことになります。誰もが安心してスポーツに関わることのできる洞爺湖町のまちづくりが後退してしまう。よって、この改正案には反対します。

以上です。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

11番、板垣議員。

○11 番（板垣正人君） 賛成の立場で言わせていただきます。

まずプール、本当は造れば一番いいですと思っています。今、たしか前回、去年6,000万円ぐらいかかったかな、金額的に、新しいものを造るとね。だけど、今この物価高騰の中で、これから造って、見積り取ってどうのこうのやっているうちに二、三年かかりますよね。そしたら、もう億の金になるのではないかと私は個人的に思っています。

それを、じゃあ町民の皆さんに負担していてもいいですかという話も絶対必要だと思いますし、またこれからも大変、いろんな中東の関係も、それで物価高騰になっていくような気がしておりますので。

でも、ぜひ本当は欲しいなという気持ちはあっても、やっぱりこの辺はちょっと地元の民間プールとも相談しながら、毎日何百何千人というのが利用するプールではないと思いますので、何とか隣の市町とか、民間の施設を利用しながら、何とかプール活動していただければなと思いますし。

先ほど高齢者の話もありました。そのことも一緒に含めて、そういう形なら利用できるようなことをしていければなと思っておりますので、私は今回のこの議案に対しては賛成いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、議案第56号洞爺湖町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。したがって、議案第56号洞爺湖町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第21、議案第57号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書55ページをお開き願いたいと思います。

議案第57号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてでございます。

西いぶり定住自立圏における定住自立圏の形成に関する協定を別紙のとおり締結したいので、定住自立圏の形成に関する協定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、近隣6市町で協定を結んでいる西いぶり定住自立圏におきまして、その協定に基づく推進する取組となっております西いぶり定住自立圏共生ビジョンが本年で5か年計画の最終年となることから、この定住自立圏共生ビジョンを別紙のとおり改定したいことから議会の議決を求めるものでございます。

この西いぶり定住自立圏共生ビジョンとは、人口が5万人以上の中心市と圏域の全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備する一方で、周辺市町村で必要な生活機能を確保しながら、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全などを図るなど、互いに連携協力することで圏域全体の活性化を図る内容を示すために、中心市が策定をするものでございます。

このため、この改訂ビジョンの内容に合わせまして中心市である室蘭市との他市町村との協定の変更を結ぶものとしているところでございます。

変更の内容でございますが、少子高齢化、それから人口減少により利用者が減少、運転手不足、赤字路線の廃止、廃便といった多くの課題に直面している地域公共交通の圏域として、その対策や具体的な施策に取り組んでいくものとしたものでございます。

議案説明資料の後ろのほうの36ページから38ページに資料を添付しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9 番、越前谷議員。

○9 番（越前谷邦夫君） ご審議よろしく頼むと言うから審議させていただきますが、実はこれは言うまでもなく改定説明も書いてあるわけでありましてけれども、平成22年に登別、室蘭、伊達、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町で、こういう共生ビジョンをつくって、地域を飛躍させていこうということのよう。

先ほど副町長のほうから説明ありましたように、これは改定されて令和3年から令和7年度でもう終わったということで、今3月だから終わるということで、新たに令和8年度からいわゆる特に地域公共交通を付け加えると、分野を追加するということのようであります。

それでね、自分ちょっと気になっているのですけれども、そういうことならば地域公共交通分野を追加するということならば、これから地域がどのように飛躍されていくだろうという、そういう展望、ビジョンを描いているのか伺っておきたい。

それから、これから実施スケジュールであるとか、あるいは事業内容、事業費見込みなども記載する計画ですということなのですが、これどうなのでしょうね、負担金等の変動があるのかどうか、これ伺っておきたいなと思ひます。

いずれにせよ、こういう共生ビジョンというものをつくり上げて、その地域がどのようにこの飛躍願ひたいという思いの中でビジョンを結成されるのか、これをちょっと伺っておきたいなと思ひます。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） ただいまの質問でありますけれども、副町長のほうで説明されたとおりの内容でございます。今回、令和8年度から12年度までの向こう5か年の計画を新たに變更するビジョン、室蘭市が中心となりまして、今回、西いぶり定住自立圏共生ビジョンの改定ということでありまして。

これがどのように今後、各市町が持続可能なまちづくりに向けて発展していくのかというところでございます。今回は變更の内容としましては、地域公共交通という分野がこれまでの協定の中ではなかったのですけれども、これを協定項目の中に新たに加えるというのが、大きな改正の一つの目的です。

この内容につきましては、圏域内におけます地域公共交通の利便性の向上ですとか、持続可能な運行体制の在り方ですとか、これが各市町でどのように連携できるかというところも含めて、今後一緒に検討してまいりましょうというところで、新たに協定項目に加えたところであります。

公共交通に関しては、この西いぶり圏域では道南バスさん1社のみが地域公共交通としてのバス事業の役割を担っておりますので、ここらあたりの支援も含めた中で、今後、各市町でどのように公共交通を維持して、住民の足を確保していくかというところを一緒に協議しましょうという話でございます。

それから事業費見込みについては、この協定ビジョンの中で室蘭市が中心市になって各事業を推進しますけれども、その中で各市町も取り組むべき事業というのも追加しております。負担金というのは特に大きなものはございませんので、この協議会の負担金という形で一応予算のほうは措置させていただいておりますけれども、今回の協定の目的というのはそのような内容でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 先ほどの副町長の説明とか今の課長の答弁で、おおむね分かるのだけれども、ただこういうこの地域公共交通というのは、やっぱりこれから地域活性化させていくためには、大きな課題だと思っているのですよね。

だから、こういう室蘭市が主となって結成されるこの共生ビジョンというものが、公共交通分野を加えるということだけれども、加えることによって、この地域住民の足などがどのようにこの住民から期待されるような公共交通になるのかということを、もう少し説明をしていただきたいなと。

負担金は増にならないとか負担金が云々とか。でも、いずれにせよ今現在、負担金を出しているでしょう。出していますよね。だから、その金額が幾らで、今後こういうことを加えたことによって、これからここで書かれている事業内容とか事業費の見込みなどを記載する計画であるということなのだけれども、プラスにならないということだけれども本当にそれでよろしいのでしょうか。

例えば、自分が思うにはいかほどプラスしてでも、やっぱり地域の公共交通の足が充実される、住民のニーズに応えられるような公共交通になるというならば、こういうビジョンをつくり上げて、地域の住民の足が確保されていくのだということになれば、大いに賛成できるし、どんどん前進させるべきだと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） この変更をするに当たって、その地域公共交通をなぜその分野として追加するのかというところも、担当も集まっていろいろ話はしたのですが、これからの圏域で取り組むべき地域公共交通の在り方については、午前中もありましたけれども例えば買物ですとか、そういったところもこれから地域で連携しながら、そのバス、公共交通を使って、例えば買物に利便性、地域の皆様がそこに住んでいても暮らしやすいまち

づくりというか、そういったところで交通の便で不便をかけないというところで、お互いに協力してやりましょうというところも話し合われたところです。

買物だけじゃなくて、例えば学校への通学ですとか、それから病院、通院。日常生活、住民が住んでいる住民の移動がスムーズになるように、公共交通としてのこういった役割を各市町で連携しながら、住民の生活を支えていけるのかというところも一緒に考えていきたいと思いますというところで、今後より具体的なものは、中身を詰めて事業のほうが進んでいくと思っております。

それから負担金については、予算書にも提示しておりますけれども、この定住自立圏共生ビジョン負担金という形では載せておりませんが、西いぶりのC C R Cの「生涯活躍のまち」構想の負担金ですとか、そういったところで予算のほうは措置されておまして、金額的には4万3,000円とか5万円程度の負担金というところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

説明資料の中で、西いぶり定住自立圏共生ビジョン案についてという資料があります。

今回、地域公共交通とかICTネットワークの部分について追加されたということだったので、この案を見ると、第4章将来像の実現に向けた取組というところがあります。

その中でちょっと教えていただきたいのですが、3の⑫広域学校教育推進事業に科学教育等推進事業を追加というのがあるのですが、具体的にどういったことなのでしょう。教えてください。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） これ、学校の室蘭の青少年科学館だとか、その広域学習で例えば洞爺湖町内の小・中学生がこういった例えば室蘭にある施設で課外学習を行うだとか、そういったところの連携というところで、今後より協力していきましょうというところで、分野を追加、これは今まであったのですが、これをより強固に各市町で協力していきましょうという内容でございます。

○議長（大西 智君） 2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） どういう内容なのかは分かりました。

室蘭の青少年科学館をうまく活用してということなのですが、そうするとその各洞爺湖町内の学校の中で例えば行くのであれば、やっぱり時間もかかるし、あとこのカリキュラムの中に組み込んでいかなければならないと思うのですが。

これは来年度から行っていくということなのでしょう。そこら辺、各学校との話とかはしっかりついているのでしょうか。教えてください。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） その件につきましては、私のほうから答弁させていただきます。この件に関しましては、さきにもう案内が来ておりまして各学校のほうには周知をさせていただいているところですが、来年度に限っては町内5校からの希望というところは上がってきてない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第22、議案第58号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の56ページをお開き願いたいと思います。

議案第58号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。

当町における過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現に向けて、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対して、特別措置法を講じるために成立をされたものでございます。

このため、当町においては過疎対策事業債等の特別措置の有効活用を図りながら、人口減少社会にあっても豊かさが感じられる、活気・活力ある持続可能な地域社会の構築を目指し、

新たに計画を策定することとしたものでございます。

本計画は、令和8年度から令和12年度までの計画となっております。

また計画では、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画等との整合性を図りながら、デジタル技術、未来技術の活用など新たな過疎対策の視点を加え、定住生活環境の整備、子育て支援の整備、産業の発展、教育文化の振興、地域資源の活用等を進める上で、現況と問題点をまとめ、その対策や具体的な施策を整理したものでございます。

この計画書の内容でございますが、各常任委員会にて配付させていただいておりまして、ご参照いただいていると存じますので、内容については省略をさせていただきたいと思えます。ご了承よろしく願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、過疎地域、持続的発展市町村計画ということで、これはよく分かるのだけれども、それで今副町長が説明されておったのですが、これからの過疎債の発動には何ら左右されるものでないと思うのだけれども、その辺、確認させてください。どうなのでしょう。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今おっしゃっていただいたとおり過疎債の借入れに関しては、特に問題はございません。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時12分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員